

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成30年5月31日(木) 午前9時30分から午前10時30分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、7番加藤久雄委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番上原スミ子委員、19番樋口佐登子委員 欠席委員：6番松澤一久委員、11番福田幸生委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】 出席委員：1番伊藤力委員、2番渡邊逸郎委員、4番恩田實委員、5番岩崎源一委員、6番松木秀夫委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番加藤政人委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番小池憲夫委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、17番小竹堅吾委員、18番白澤実委員 欠席委員：3番原安義委員、7番猪又則雄委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席33名)</p>
出席職員	舟本農業委員会事務局次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	5番 委員
	7番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.2～No.3 2件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.7 1件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.8～No.10 3件
- 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.2～No.3 2件
- 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.805～No.807 3件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3010 1件
- 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5005～No.5007 3件
- 議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.86～No.114 29件
- 議 第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.7～No.16 10件
- 議 第5号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について

日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
- イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は6番松澤一久委員、11番福田幸生委員の2名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p>なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。</p> <p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、5番園田委員及び7番加藤委員を指名いたします。</p> <p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p>
議長	<p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。</p> <p>2番田海地区の件ですが、田海地内の1筆188㎡について、転用許可に基づき、住宅敷地に転用済です。</p> <p>3番木浦地区の件ですが、木浦地内の4筆2,119㎡について、原野化しております。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承</p>

	認することに決しました。
議長 木島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください。 7番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の3筆244㎡について、耕作に不便なため、休耕するものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。3頁をご覧ください。 8番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆1,747㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 9番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆726㎡について、ほ場整備事業開始のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 10番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆1,212㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。</p>
議長 木島係長	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について。説明を求めます。 説明いたします。4頁をご覧ください。 2番下早川地区の件ですが、田屋、道明、西谷内地内の9筆8,639.91</p>

議長	<p>m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 3番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆1,372 m²について、 は場整備事業開始のため解約し、その後は他の方に貸し付けます。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。</p>
議長 木島係長	<p><報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。 説明いたします。5頁をご覧ください。</p>
	<p>805 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の11筆1,267 m²について、 嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農免 農道須川下倉線沿いの場所です。申請地を嵩上げし、農作業の効率化 を図りたいものです。</p> <p>806 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の13筆869.91 m²について、 嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農免 農道須川下倉線沿いの場所です。申請地を嵩上げし、農作業の効率化 を図りたいものです。</p> <p>807 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆49 m²について、嵩上 げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、農免農道 須川下倉線沿いの場所です。申請地を嵩上げし、農作業の効率化を図 りたいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。 以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>

議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求め ます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。7頁をご覧ください。 3010番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆380㎡について、売 買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は農道 北部支線第18号線付近の場所です。譲受人は、大王地区に住宅を購入 しており、隣接する申請地を譲り受け耕作したいものです。農地法第 3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機 具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第 2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積で す。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見 込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸) については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求め ます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。8頁をご覧ください。 5005番糸魚川地区の件ですが、南寺町3丁目地内の2筆224㎡につ いて、住宅敷地のための、20年間の賃借権設定です。地図のNo.3をご 覧ください。申請地は、市道新幹線寺町押上側道線沿いの場所です。譲 受人は、現在アパート住まいのため、申請地を借り受け、住宅を建築し たいものです。 農地の区分は、エ(7)-b-(c)(都市計画法の用途地域、第一種住居地</p>

域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題は無いと見込まれます。

5006 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆2,867㎡について、ブロック製作ヤード敷地のための、10ヶ月間の賃借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道狐島線沿いの場所です。譲受人は、現在ブロック製作ヤード敷地として利用しており、引き続き利用したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題は無いと見込まれます。

5007 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の2筆2,170㎡について、ブロック製作ヤード敷地のための、4年10ヶ月間の賃借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道狐島線沿いの場所です。譲受人は、現在ブロック製作ヤード敷地として利用しており、引き続き利用したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、工業地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題は無いと見込まれます。

以上で、説明を終わります。ご審議願います。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。

〔地区委員より「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

<議第3号 農用地利用集積計画案について>

議第3号 農用地利用集積計画案について、29件ございます。このうち会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、小島推進委員の案件を先に審議しますので、小島推進委員、退席をお願いします。

〔小島推進委員退室〕

議長

議長

議長

議長

議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。11 頁をご覧ください。 98 番磯部地区の件ですが、徳合地内の 4 筆 2,852 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔小島推進委員入室〕</p>
議長	<p>次に山本推進委員の案件を審議します。山本推進委員、退席をお願いします。 〔山本推進委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。11 頁をご覧ください。 100 番能生地区の件ですが、栄地内の 1 筆 5,284 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔山本推進委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。 説明いたします。9 頁をご覧ください。 86 番下早川地区の件ですが、田屋、道明、西谷内地内の 9 筆 8,639.91 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。 87 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 6 筆 7,459 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。 88 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 2 筆 3,361 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>

89 番下早川地区の件ですが、上覚地内の1筆731㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

90 番下早川地区の件ですが、谷根地内の1筆137㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

91 番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆3,013㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

92 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆198㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

93 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆261㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

94 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆366㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

95 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆446㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

96 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆624㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

97 番西海地区の件ですが、田中地内の2筆370㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

99 番磯部地区の件ですが、藤崎地内の1筆835㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

101 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の10筆3,691㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

102 番能生谷地区の件ですが、須川地内の4筆1,935㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

103 番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆1,212㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

104 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の5筆5,114㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

105 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,800㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

106 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,104㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

2番片山委員 木島係長 議長	要件は満たしているということでしょうか。 はい。 他にご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について> 議第4号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、10件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが3件ございます。まず、原委員の案件を先に審議しますので、原委員、退席をお願いします。</p>
議長 伊藤主査	<p>〔原委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。16頁をご覧ください。 7番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の5筆5,114㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔原委員入室〕</p>
議長	<p>次に加藤推進委員の案件を審議します。加藤推進委員、退席をお願いします。 〔加藤推進委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。16頁をご覧ください。 8番根知地区の件ですが、根小屋、東中地内の4筆3,117㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>

議長	<p>9番根知地区の件ですが、栗山地内の4筆5,836㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 [「なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 [地区委員より「異議なし」の声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 [加藤推進委員入室]</p>
議長 伊藤主査	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。 説明いたします。16頁をご覧ください。</p>
	<p>10番根知地区の件ですが、別所、山寺地内の4筆4,175㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
	<p>11番根知地区の件ですが、別所、山寺地内の6筆4,458㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けた農地の耕作者を移転するものです。</p>
	<p>12番能生谷地区の件ですが、楨地内の3筆2,278㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けた農地の耕作者を移転するものです。</p>
	<p>13番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の14筆13,316㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けた農地の耕作者を移転するものです。</p>
	<p>14番能生谷地区の件ですが、溝尾、川詰地内の4筆7,307㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けた農地の耕作者を移転するものです。</p>
	<p>15番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の2筆1,996㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けた農地の耕作者を移転するものです。</p>
	<p>16番能生谷地区の件ですが、溝尾地内の1筆2,844㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けた農地の耕作者を移転するものです。</p>
	<p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た</p>

	しております。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第5号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について> 議第5号 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見について説明を求めます。
小林主査	説明いたします。20頁をご覧ください。 農業振興地域整備計画の変更について、2件の農用地区域からの除外の申請がありました。 1点目は、藤後地内の5筆710㎡を道路敷地及び回転場兼駐車場としたいものです。24頁の位置図をご覧ください。申請地は、藤後会館の西側の場所です。申請地付近にお墓があるが、急勾配なことと高齢なことから思うように墓参りができないことから、道路及び回転場兼駐車場を整備したいものです。 2点目は、徳合地内の19筆16,744㎡を小型風力発電機の設置敷地としたいものです。29頁の位置図をご覧ください。申請地は浜徳合風力発電施設付近の場所です。申請者は、電気工事業を営んでおり、申請地に小型風力発電機を設置したいものです。 以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
議長 12番小島推進 委員	114機の小型風力発電機を設置したいとのことで、地区の推進委員である私のところに業者から話がありました。しかし、地区住民への説明がまだないので、住民説明会を実施してほしいという意見を付していただきたい。
議長	意見として付してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕
議長	他に意見ございませんか。

<p>14 番伊藤委員 小林主査 14 番伊藤委員 議長 議長</p>	<p>藤後の件について、地権者が何人かいますが、転用する同意の印は いただいているのでしょうか。</p> <p>今回、議案として載せているのは、農振除外のためにいただいた書 類の抜粋になります。転用に対する同意書に印はいただいております。 わかりました。</p> <p>他に意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり 承認することに決しました。</p> <p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6/29(金) 午前9時30分～ 201・202 会議室 <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
-----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------